



東・北はりま消費者注意報

特別定額給付金（10万円）にかかると詐欺メールにご注意を！ 第96号

Q

「給付金10万円配布につきお客様の所在確認」というタイトルのメールが届いた。「携帯電話キャリア会社を通じ、国民の皆様へ配布していく」と記載されURLが貼り付けられていた。「お渡し方法は銀行振込もしくは、係の者がマスクをつけて伺う場合がある」とあるが本当だろうか。（70才代 女性）

A

給付金に関して、市や総務省が銀行口座や個人情報などメールやSMSでお問い合わせすることはありません。携帯電話キャリア会社を通じての連絡もしていません。



- ◎ メールに添付されたURLなどリンク先にはアクセスしない。
偽サイトに誘導され、個人情報を盗み取るフィッシング詐欺の可能性あります。
- ◎ メールやSMSに記載のある連絡先には決して連絡しない。
- ◎ まずは消費生活センターに相談する。
- ※ Short Message Service の略。携帯電話やスマホ同士で電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りするサービス。



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を！

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		